瀬戸内海 漁業法 におけるさわらを対象とした無ぎこうヽ・・(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十一条第 次のとおり指示する。一十一条第一項の規定に基づき、

令和六年三月六 日

艰戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

戸 内海 広 域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

分は次表下欄のとおりとする。定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海第百五十二条第二項及び漁業法施行令(この指示において「瀬戸内海」とは、漁 瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区伝施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規以とは、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

紀伊水道	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域
	基点ア:和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十
	分三千四百八十メートルの点
	基点イ:和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二
	千六百メートルの点
	基点ウ:大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境
	界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大
	阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点
	基点エ:基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖
	ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との
	交点
	一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生
	田岬灯台に至る直線
	二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基
	点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線
	三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線
	四、小鳴門水道東口小鳴門橋
大阪湾	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域
	- Щ
	山県和歌山市沖ノ島
	千六百メートルの点
	基点ウ:大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境

	,R'≎	備	播	
安芸灘	燧 <u>難</u>	讃瀬戸	磨	
次に掲げる海域一及び二を合わせた海域	高潮時海岸線における境界点を結んだ線 高潮時海岸線における境界点を結んだ線 「	県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島オ点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線別山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 高川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 「兵庫県神戸市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 「兵庫県神戸市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 「兵庫県神戸市と同県東戸内市との最大高潮時海岸線における境界点を活んだ線 「兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域	界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大 の境界点を結んだ線との最大高潮時海岸線における境界点を開神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点が、基点ア、基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点から基点で、基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点から基点ア、基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点から基点と、基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線との最大高潮時海岸線における境界にある境界点を結んだ線との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線との最大高潮時海岸線における境界によります。

周 防 <u>難</u>	伊 予 <u>難</u>	
三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線 の最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 と同県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市と と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除い次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のあち、安芸灘を除い次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域の最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 の最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 と同県下松市笠戸島・大阪岬と大分県豊後高田市と同県全部との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 といる はい	一次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市単居島頭埼灯台を結んだ線 ウ:愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 ウ:愛媛県松山市自石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 力:愛媛県松山市中島歌崎と同市東居島頭埼灯台を結んだ線 力:愛媛県松山市中島歌崎と同市神島東端を結んだ線 力:愛媛県松山市中島歌崎と同市神島東端を結んだ線 力:愛媛県松山市中島歌崎と同市半和地島東端を結んだ線 力:愛媛県松山市市和地島西端と同市中島東端を結んだ線 方:山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線 における境界点(以下「基点ア」という。)と同県柳井 市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線 における境界点である点と基点アを結んだ線 かに線 の交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 がに島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線 コ:広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線

2

トル以上とする。さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、網目の制限 十・六センチメ

3

る制限を設ける。 次の表の上欄に掲げる区域においては、 区域の操業制限 中欄に掲げる期間にあって、 下欄に掲げ

備讃瀬戸		播磨	大阪湾	紀伊水道	区域
(ただし、さわらを目的とした流九月一日から十一月三十日まで		日まで) し網漁業は九月一日から九月三十(ただし、さわらを目的とした流九月一日から十一月三十日まで	日まで) し網漁業は六月五日から七月十一(ただし、さわらを目的とした流五月二十五日から六月三十日まで	五月十五日から六月二十日まで	期間
さわらを目的とした操業の禁止	毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止	さわら船びき網漁業を除く)(ただし、はなつぎ網漁業及びさわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	制限

伊予灘 安芸灘 燧灘 周 防 灘 九月 五 九 五月十六 日まで) し網漁業は九月一日から九月三十 月 月 日 日 日 か 日 カュ カゝ 5 ら カュ 5 五 九 ら六月十五 九月三十日まで 月三十 月三十 · 日まで 日まで 日 まで 下とするらの年間漁獲量を四十六トン以さごし巾着網漁業におけるさわ さ さわらを目的とした操業の さわらを目的とし さわらを目的とし わらを目的 とし た操業 た操業 た操業の \mathcal{O} \mathcal{O} 禁止 禁 禁 禁 止 止 止

4 この指示の有効期間は、令和六年四指示の有効期間 月 日 から令和七年三月三十一日までとする。